

避難行動要支援者名簿作成のお知らせ

仙北市では、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする高齢者や障がい者などの方々を、「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否の確認など、避難行動要支援者の生命または身体を守るために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、対象となるご本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。

対象となる方

仙北市にお住まいの在宅の方で、下記のいずれかの条件に該当し、避難に手助けを必要とする方です。※長期間施設に入所している方や病院に入院している方は、対象となりません。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が肢体不自由及び視覚障害にあっては1級又は2級の方、聴覚障害にあっては2級の方
- ② 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度がA以上の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級又は2級の方
- ④ 要介護認定者で要介護度3以上の方
- ⑤ 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯に属する方
- ⑥ 特定医療費(指定難病)受給者証を所持している方
- ⑦ その他市長が認める方

名簿の提供先

名簿を提供する避難支援等関係者は次のとおりです。

- ① 大曲仙北広域市町村圏組合角館消防署(田沢湖分署・西木分署)
- ② 仙北警察署
- ③ 仙北市民生児童委員
- ④ 仙北市社会福祉協議会
- ⑤ 仙北市自主防災組織
- ⑥ その他避難支援等の実施に携わる関係者



個人情報の取り扱いについて

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には法律に基づく守秘義務があります。個人情報は、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。名簿は、秘密の厳守、目的外利用の禁止などが堅持される団体のみに提供します。

避難行動要支援者名簿活用のイメージ図



注意事項

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。

提出方法

避難行動要支援者名簿への新規登録・更新は、「仙北市避難行動要支援者名簿の提供に係る同意書兼個別避難計画」で受け付けます。必要事項を記入し、福祉政策課へ同封の返信用封筒(切手不要)で提出してください。代理人による提出、郵送でも受け付けます。

問い合わせ先

〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81番地8

仙北市市民福祉部 福祉政策課 福祉政策係 (電話:0187-43-2255【内線4091・4092】)